



# 熊本県公報

号外 第 5 5 号  
平成 26 年 11 月 28 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 規 則  
○熊本県会計規則の一部を改正する規則…………… (会計課) 1
- 訓 令  
○熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令…………… (会計課) 1

## 規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 4 0 号

熊本県会計規則の一部を改正する規則  
熊本県会計規則(昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。  
別表第 4 知事部局の項及び別表第 6 子ども家庭福祉課の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業に関する事務を担当する課長補佐(課長補佐を置かない場合にあつては主幹)の職にある出納員の項中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加える。  
別表第 7 の 2 1 の項中「母子福祉資金貸付金」の次に「、父子福祉資金貸付金」を加える。

附 則  
この規則は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

## 訓 令

### 熊本県訓令第 1 9 号

本庁各部(公室・局)課(センター)  
各 地 方 出 先 機 関  
熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県出納局処務規程の一部を改正する訓令  
熊本県出納局処務規程(昭和 3 6 年熊本県訓令甲第 3 0 号)の一部を次のように改正する。  
別表第 5 一般の支出に係るものの項中「母子福祉資金貸付金」の次に「、父子福祉資金貸付金」を加える。

附 則  
この訓令は、平成 2 6 年 1 2 月 1 日から施行する。